

第18回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成29年6月12日（月）
2. 場所：合同庁舎4号館12階共用1203会議室

○司会 それでは、第18回行政手続部会の記者会見を行いたいと思います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎及び大槻が行います。

それでは、よろしく申し上げます。

○石崎参事官 それでは、第18回行政手続部会の説明をしたいと思います。

配付資料の議事次第にありますとおり、本日は「『調査（統計調査以外）』の取りまとめ」、2つ目として「入札・契約の手続の簡素化の取組の考え方（たたき台）及びその修正案」の2点について検討しております。

具体的な内容は、大槻参事官から御説明いたします。

○大槻参事官 最初に資料1-1をご覧ください。「調査（統計調査以外）に関する取りまとめ」ということで、前回、6月5日に部会にかけたときは「（案）」だったのですが、その際、一部文章の意味が分かりにくいという御指摘がありましたので、そこだけ修正したものを今回、案取れとして提示をしたものでございます。ですので、前回の部会から内容的には変わってございません。今回その取りまとめということで部会長から御報告をしたということでございます。

資料1-2は、先ほど申しました資料1-1の取りまとめはいろいろ書いていまして、統計調査との相違点、調査の特性についての説明、こういったものが多く含まれていまして、各省庁が具体的に取り組むべき事項は最後まで読まないといけない構成になっております。一方、調査というのは随時、その時々の方針の必要性に応じて各省庁で行うことが多いということを考えますと、各省庁の現場の担当者が調査を行おうとするときに、コスト削減に向けて対応の必要のある事項は、事前によく承知してもらって迅速に対応してもらうことが必要だろうということで、資料1-1の取りまとめに基づいて各省庁の調査の担当者の視点で何をしたらよいのかということを知りやすく理解できるように再整理をしたものでございます。ですので、新しい内容は特にないのですが、各省庁に分かりやすいように整理をしたということです。

簡単に御説明しますと、1. が対応の必要がある事項ということで、（1）が各省庁は、調査（統計調査以外）に対する報告者の負担の声の受付、調査部局・作成部局への橋渡し、調整等について、EBPM推進統括官の総括のもとで行うこととし、必要な体制を整備することとありまして、統計改革のほうで議論をされていますEBPMの統括官の仕組みを活用した取組について（1）で書いています。また、下の（2）でも出てくるのですが、こういったことをやる前提として必要な体制を整備することが時系列的に1番目に

来るということでこれは最初に書いたものでございます。

(2)として、調査(統計調査以外)を行おうとする者は、その設計等に先立って、求めるデータの有無や所在を、自省庁のEBPM推進統括官に確認することにより、調査実施前に、類似調査の実施状況を把握して、調査実施の要不要も含めた検討を行うこととすることを次の段階で各省庁にお願いすることとさせていただきます。

(3)ですけれども、調査(統計調査以外)を行おうとする者は、その設計に当たっては、「行政手続簡素化の3原則」及び「行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項」を踏まえた必要な検討を行うこととさせていただきます。3原則は、例えば電子化の徹底でありますけれども、調査のオンライン利用、こういったものも当然考えていただく必要があるということがございます。

(4)調査(統計調査以外)を行おうとする者は、その設計に当たっては、事業者との協働による調査設計を行う、報告者の声を求めるなどにより、報告者の負担軽減に配慮した調査票の作成、調査の実施方法の検討を行うこととさせていただきます。設計段階ですけれども、事業者との協働、いろいろなやり方があるかもしれませんが、例えば事前に事業者を集めた説明会を行って、その意見を踏まえて調査票を改善していくとか、そういったことを含めた検討を考えるということとさせていただきます。

次のページ、(5)ですが、調査(統計調査以外)を行おうとする者は、今後、統計委員会が実施を予定している報告者の声の募集において、個別の調査(統計調査以外)についての具体的な改善の提案の声があった場合には、統計委員会事務局の協力を得て、規制改革推進室から各省庁に連絡を行うので、具体的な改善の提案の声を踏まえた対応案の検討を行うこととしております。これは統計改革のほうで、これからの統計調査について報告者の声の募集を今後行うということなので、その具体的な検討状況にあわせて我々も対応を考えていくということとさせていただきます。

2番のフォローアップのところですが、上記1.の各事項については、本年9月以降、部会が行う、各省庁の取組についてのフォローアップの対象となり得るということでありまして、これは部会の3月の取りまとめにおきまして、既に調査・統計に対する協力についてフォローアップを行うとしておりますので、これに含まれる調査についても同様であるということを確認的に書いたものでございます。

資料1-1の取りまとめと資料1-2の必要のある事項、資料1-2については部会の了解を得まして、案取れになりますけれども、この2つの書類につきまして事務局から各省庁に速やかに連絡をすることとなっております。

続きまして、資料2、入札・契約の関係でございますが、この入札・契約についての取組を今後取りまとめていくに当たってのたたき台の案となっております。まず事務局で検討しまして、6月5日の時点の案を作成いたしました。たたき台につきましては、各省庁が検討を行う事項が記載されていますので、各省庁の意見を聞いてみないと本当にそれがうまくいくのか分からないということがございますので、たたき台につきまして、高橋部

会長の了解を得た後に各省庁の意見をお聞きして、必要な修正を事務局で行ったものを見え消しで、「その修正案」ということで、今日の日付にしまして部会にお諮りしたものでございます。

最初は「入札・契約に関する手続の所管」とありまして、これまでの部会で事務局が制度について勉強したこと、あるいは関係省庁のヒアリングの結果を踏まえて、手続の段階、種類ごとにファクトを整理したものでございます。入札の各手続というのは、各省庁が行うものがかなり多くて、経営事項審査は国土交通省の所管なのですが、そのような整理になっております。また、システムについては、物品・役務は総務省、建設工事のインターネット一元受付は国土交通省が持っているということでございます。

2 ページ目、契約の種類別に制度や運用が異なっているというのは1 ページのとおりでございますので、各々について簡素化の取組の記載を整理したものでございます。

「1. 物品・役務」ですけれども、現在進められている取組として、国・地方IT化・BPR推進チームの取組がございまして、これはeガバメント閣僚会議のワーキンググループとして政府CIOを主査とするチームがありまして、こちらで国・地方を通じたIT化、業務改革についての検討が行われております。5月19日に報告書が出てきたところなのですけれども、その中に調達関係の業務についての目標と今後の取組予定が掲げられております。

四角の中の目標を見ていただくと、政府調達に関して、事務の一貫した電子化、対面・書面によらない応札・契約の原則、事業者の参加機会の拡充・柔軟化、入札参加コストの軽減、調達コストの低減をもたらす。これにあわせていろいろな情報の国・地方間の共有、自治体のシステム利用を可能とすること等により、国・地方における調達業務に係る事務量の総量を低減するというところでKPIが定められております。

3 ページ目が取組予定なのですけれども、主なものを紹介しますと、1つ目は、各省庁における調達事務の見直し、電子調達システムの利用を原則とする事務遂行の早期の定着を図る。また、事業者に対し理解を求め、電子応札等を勧奨する。4つ目の○ですけれども、31年度以降については、全府省において、特殊な入札案件を除いて電子応札を競争に参加する者の条件とする等、電子入札を原則とする運用を行うということでございます。その下には、上記のシステムを自治体が利用できる道を開き云々といったこともございます。

四角の外側ですが、現在進められている取組として、前々回、総務省にヒアリングを行いました際に説明がありました政府調達の手続の電子化推進省庁連絡会議がございまして、これについて追記をしたものでございます。

次の4 ページ目、(2) 省庁横断的な課題ということで、事業者団体ヒアリング、事業者に対するアンケート調査で把握した課題を整理して、それに対してどういった対応が考えられるかといったことを書いたものでございます。最初が入札参加資格のところ書類の作成の負担が大きい。行政機関が保有している情報の提出を求められる。独法が個別に

要件を設定している場合がある。また、入札についてということで、新しいパソコンで利用できない場合がある。データ容量の上限が低いといった事業者の認識がございました。

これに関する対応ということで、調達総合情報システムにおける統一参加資格申請時の提出書類については、各省庁の協力を得つつ、総務省が中心となり見直しの検討を進める。また、独法の入札参加資格の、国との統一運用について、独法所管省庁の協力を得つつ、総務省が中心となり見直しの検討を進める。政府電子調達の利便性向上について、利用省庁の協力を得つつ、総務省が検討する。

(3) 個別省庁ごとの課題と対応ということで、入札書類の提出様式、書類のフォーマット、情報が分かりにくい、入手しにくい。5ページ目、政府電子調達に登録していない案件がある。

また、契約の締結の関係では、書類の作成負担、複数の契約書の提出が求められる。時間が掛かるといったことがありまして、これらに対する対応として、個別の提出書類やフォーマットについて、各省庁は見直しの検討を進める。また、入札情報の公表のあり方についても見直しの検討を進める。調達案件の登録のあり方についても検討を進めています。

「2. 建設工事・測量等」で、現在進められている取組としては、これも前々回、国土交通省のヒアリングの際に説明がありました中央公共工事の連絡協議会の取組の説明を書いております。

6ページ目、「省庁横断的な課題と対応」ということで、経営事項審査のほうは書類の種類が多い。行政機関が保有している情報の提出を求められる。前年に提出した資料の提出を、毎年求められる場合がある。また、入札参加資格のほうですけれども、物品・役務のように統一されていない。行政機関が保有している情報の提出を求められる。取り寄せ先窓口も多岐にわたる。「経営事項審査」との間で申請する書類に重複がある。

これに対する対応ということで、経営事項審査の書類の提出・作成負担の軽減について、国土交通省は見直しの検討を進める。また、入札参加資格の運用の改善のほうは、建設工事を行う省庁は、協議会に参加する。建設工事等を行う未参加のというのは、協議会に未参加という意味ですけれども、その独法については、所管省庁は参加の適否について検討を行う。協議会の場も活用し、各省庁の協力を得つつ、国土交通省が中心となり入札参加資格審査の運用の見直しの検討を進めています。

7ページ目、「個別省庁ごとの課題と対応」ということで、入札については、紙資料であるということ、調整に長い時間がかかる、候補者の絞り込みがない。また、契約の締結については、書類の作成負担、「写」の提出も求められる。担当者によって書類の判断が異なる。

これに対する対応ということで、個別の提出書類等については、各省庁は見直しの検討を進める。また、簡易確認型入札制度。これも前々回、国土交通省から説明がありました事例ですけれども、こういったものだとか、チェックリストによる自己証明方式。これは、

前々回、商工会議所から紹介がありましたけれども、こういったものを事業者負担を軽減する入札方式の導入について、各省庁が検討を進める。また、3つ目の○ですけれども、情報の公表のあり方の検討を進める。4つ目の○は、情報の聴取のあり方の検討を進める。最後が書類について見直しの検討を進めるとしております。

最後に注を付けておりまして、簡素化の取組は、地域発注者協議会や各都道府県担当会議等を通じた働きかけによって、地方公共団体への普及を図るとしてしております。

8ページ目、「今後の進め方」ということで、29年10月末までに各省庁ごとに取り組みを取りまとめる。12月末までに部会は必要に応じてヒアリングを行う。来年3月末までに部会の見解も踏まえて、各省庁は取組を改定することとしております。

説明は以上でございます。

○石崎参事官 補足すると、少し修正する方向で検討している箇所があります。「見直しの検討を進める」というのは弱過ぎるのではないかということで、「見直しを進める」とする。それから、この取組自体が事業者の作業時間を減少することが重要だということですので、8ページの枠囲みの29年12月末までのヒアリングの実施のところは、文言をどうするかは検討しますが、事業者の作業時間を減少させるという方向での意見が出て、そういった方向で盛り込む予定であります。

以上です。

○司会 それでは、質問をお受けしたいと思います。御質問のある方は挙手の上、当てられましたら、御所属とお名前をお話しの上、御質問ください。いかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。

ないようでしたら、第18回行政手続部会の記者会見を終了いたします。どうもありがとうございました。